

もくじ

(2~3面)

12月定例会

本会議の質問から
審議の結果特定の協業組合に対する
融資問題等調査特別委員会

(4面)

平成11年度公営企業会計
決算審査報告書(抜粋)

常任委員会の動き

おしらせ

2月定例会の開催日程(予定)
県議会ホームページで会議録
の検索ができます!
県議会を傍聴してみませんか
ほか

こうち 県議会 だより

第8号

こうち県議
会だよりは、
定例会(2月・
6月・9月・12
月)に合わせ
て年4回発行
します。●編集・発行
高知県議会〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20TEL 088-823-9536
FAX 088-872-8411
E-mail k50101@ken.pref.kochi.jp
<http://www.pref.kochi.jp/gikai/>

県議会の情報化を進めるために実施したパソコン研修のようす(11月15日)

12月定例会トピックス

(会期 12月11日~12月21日[11日間])

●ダイオキシン対策について言及 ～開会日～

提案説明の冒頭、橋本知事は、高知市八反町の県営住宅予定地の土壤と、高知市仁井田の高知県医療廃棄物処理センターの焼却炉排ガスから、国の基準を大きく超える高濃度のダイオキシン類が相次いで検出されたことを重く受け止め、調査結果を踏まえて適切な対応に努めていくと述べました。

また、厳しい財政状況の中での財政構造改革の取り組みについて、事務の簡素化や効率化を一層徹底する一方、行政サービスの質的な転換につながるような仕組みの定着に努めていくと述べました。

続いて、今回の大型補正予算や職員倫理規則、各分野の主要な施策の方針等について説明し、最後に今定例会に四十四議案を提出することを述べました。

●百条委員会における虚偽の陳述で証人の告発を可決 ～本会議質問～

百条委員会で証人尋問を受けた元高知県出納長ほか一名を、委員会において虚偽の陳述を行つたとして、告発することを可決しました。

●知事の政治姿勢や財政問題について論議 ～本会議質問～

開議第一日、第二日には本会議質問が行われ、六議員が登壇。知事の政治姿勢や財政問題、教育問題、介護保険、中山間地域問題などについて論議がなされました。

(詳細は二面に)

●二十九議案を審査 ～常任委員会～

一般会計・特別会計決算十五議案(決算特別委員会に付託)を除く二十九議案が所管の常任委員会に付託され、審査の結果、全て原案どおり可決されました。ただし、企画建設委員会では、補正予算を条件付きでの可決としました。

●三十七議案を可決 ～閉会日～

本会議での採決の結果、二十九議案が可決されました。続いて、九月定例会で継続審査となつていた公営企業会計決算三議案について、西森決算特別委員会委員長から「おおむね適正と認められるので認定する」旨の報告がなされ、採決の結果、可決されました。

また、知事から人事議案二議案が追加提出され、いずれも可決されました。

閉会日に議員から提出された意見書議案四議案は、三議案が可決、一議案が否決されました。

(詳細は二面に)

12月定例会 審議の結果

12月定例会には、50議案が提出され、9月定例会で継続審査となっていた3議案を含めた37議案が可決されました。可決された議案のうち、知事から提出された議案は34議案、議員から提出された議案は3議案でした。

●議 案

■可決された主な知事提出議案

●平成12年度高知県一般会計補正予算

国の補正予算に伴う社会資本整備に要する経費の追加や、職員の給与改定に伴う人件費の減額などにより総額で221億円余の補正を行つたものです。

●高知県情報化文化・人づくり基金条例議案

国が県に交付する情報通信技術講習推進特例交付金により、情報通信技術に関する基礎的な技能の講習を推進し、情報を活用する文化の向上及び人づくりを図るために、新たに基金を設置するものです。

●県立大学の設置及び管理に関する条例及び高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案

高知女子大学大学院に新たに人間生活学研究科及び健康生活科学研究科を置くとともに、同大学院の修士課程から博士課程に進学する方の入学手数料及び入学料を徴収しないこととするために必要な改正を行うものです。

●特定賃貸住宅（八反町団地）建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

建築中である八反町団地の建設敷地の土壤調査を行つた結果、一地点から高濃度のダイオキシンが検出され、土壤の詳細な調査、処理に相当の期間を必要とすることから、平成13年2月19日としていた完成期限を変更（延長）するため、工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することに議会の同意を求めたものです。

■可決された議員提出議案

●音楽療法士の国家資格制度の創設等を求める意見書議案

音楽は直接、人間の心身に働きかけ、高齢者や病人あるいは心身障害者・児等の健康や心の豊かさなど、心身の活性化に大きな効果を与えることが知られている。音楽療法はこうした音楽の力を活用して、対象者の心身機能の回復や賦活、あるいは健康の維持を図ろうとするものである。

音楽療法については、すでに米国、英国、ドイツ、カナダ及びオーストラリアなどの欧米において早くから実施され、特に米国においては1991年に高齢者法の中に音楽療法が位置づけられ、高齢者や心身障害者等の国民の健康回復や維持に大きな力を發揮している。

我が国においては、奈良市や岐阜県等において、先駆的試みが行われる中で、その効果が確認されており、徐々に一部地域から全国各地へと、音楽療法に対するニーズが大きな高まりを見せている。しかしながら、我が国においては、民間団体によって音楽療法の研究と実践が行われているものの、それに対する公的な認知がなされていないために、音楽療法が不可欠とされている重度障害者・児施設や高齢者施設等においてさえも、その普及が遅れている現状にある。

特に音楽療法は、医療や福祉等のチーム医療の中で、その効果が発揮されるものとされており、高齢者や心身障害者等に対する有力な医療方法として導入される必要があり、そのためには、「音楽療法士」の国家資格化を実現するとともに、医療保険や介護保険への適用などの措置を講ずる必要がある。

よって国におかれては、次の施策の早急なる実施を求めるものである。

- 1 音楽療法士国家資格制度を創設し、音楽療法士の養成を図ること。
- 2 音楽療法に対する健康保険及び介護保険の適用を図ること。
- 3 平成13年度予算において、民間や地方自治体による音楽療法の調査研究や普及に対する国の補助制度を確立すること。
- 4 高齢者施設や障害者・児等の医療・福祉施設等における音楽療法導入に対する補助を行うこと。

●「容器包装リサイクル法」の見直しを求める意見書議案

家庭等から排出する一般廃棄物の約6割を占める容器包装の再商品化を図るために、1997年4月容器包装リサイクル法が施行され、飲料等の販売の際、その容器となるびん及びペットボトルがメーカー等の再商品化義務の対象品目となった。

また、2000年4月からは、新たに紙製及びプラスチック製容器包装が、対象品目に加わった。

しかしながら、法は制定されたものの生産及び流通量の把握が困難であるとして、中小事業者の再商品化義務が免除されているほか、使い捨ての容器や包装材の生産や使用に格別の見直しが行われていないことから、抜本的な排出抑制には結びついていない状況にある。

一方、地方公共団体には、リサイクルコストの約7割を占める分別収集・保管の義務が課されており、例えば、ペットボトル等を購入しない住民もその処理費用を税金という形で負担させられる仕組みとなっているため、法律によって、生産者責任をより明確化しない限り、今後においても、大量廃棄に代わる「大量リサイクル」に、際限なく地方自治体の税金を使い続けることになる。

よって、国におかれては、回収・保管を含むリサイクル費用のメーカーによる負担、及び容器包装製造及び中身メーカーは、回収量のすべてを再商品化義務量とすることなどを盛り込んだうえ、可能な限り早期に容器包装リサイクル法を改正するよう、強く要望する。

●公共交通の充実・強化を求める意見書議案

■否決された議員提出議案

●教育基本法見直しに反対する意見書議案

●請 願

■受理した請願

- 公立学校並みの学級定員の促進、授業料軽減補助の充実など、私学助成の拡充について（審査結果：継続）
- 行き届いた教育を進めるための30人学級の早期実現、複式学級基準の引下げ、教育費の父母負担軽減、私学助成の増額・拡充など、教育条件の改善、教育予算の増額について（審査結果：継続）

●陳 情

■受理した陳情

- 税制改正について
- 都道府県職員の福利厚生制度の充実について
- 観光振興対策の推進について
- 景気対策の推進について
- 中小企業の振興について
- 中心市街地・商店街等の活性化対策の拡充強化について
- 中小企業のIT化支援について
- 中小企業対策要望の実現について
- インフラ整備の促進について
- 陸上自衛隊駐屯地の誘致について
- 阿佐線循環交通システム（奈半利駅一室戸岬一甲浦駅）の整備について
- 舗装事業量の確保等について
- 四国西南空港（仮称）建設について
- 平成13年度税制改正に関する要望について
- 若草養護学校土佐希望の分校の教育内容改善について
- 容器包装リサイクル法の改正について
- レンタルハウス補助金の執行状況の調査要請について

特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会

○第二十五回（1月三十日）

・元商工労働部長、元商工労働部副部長、元副知事の三氏に対して証人尋問を行う。

○第二十四回（1月十五日）

・次回の委員会で、商工政策課課長補佐など四氏を証人尋問を行う。

○第二十三回（1月二十五日）

・元経営指導課指導班長、元地場産業課課長補佐、元商工労働部長、元商工政策課課長の四氏に対して証人尋問を行う。

○第二十二回（1月八日）

・元出納長ほか一名を虚偽の陳述で告発する方針を決定。

○第二十五回（十一月二十九日）

・十二月定例会本会議において、元出納長ほか一名を虚偽の陳述で告発することを可決。同日、県警本部に告発状を提出。

○第二十五回（十一月十一日）

・元出納長ほか一名を虚偽の陳述で告発する方針を決定。

○第二十五回（十一月二十五日）

・元経営指導課指導班長、元地場産業課課長補佐、元商工労働部長、元商工政策課課長の四氏に対して証人尋問を行う。

○第二十五回（十一月八日）

・元出納長ほか一名を虚偽の陳述で告発する方針を決定。

○第二十五回（十一月八日）

・元商工労働部長、元商工労働部副部長、元副知事の三氏に対して証人尋問を行う。

○第二十五回（十一月八日）

・元商工労働部長、元商工労働部副部長、元副知事の三氏に対して証人尋問を行う。

○第二十五回（十一月八日）

・元商工労働部長、元商工労働部副部長、元副知事の三氏に対して証人尋問を行う。

○第二十五回（十一月八日）

・元商工労働部長、元商工労働部副部長、元副知事の三氏に対して証人尋問を行う。

○第二十五回（十一月八日）

・元商工労働部長、元商工労働部副部長、元副知事の三氏に対して証人尋問を行う。



証人尋問のようす(11月29日)

平成11年度公営企業会計 決算審査報告書(抜粋)

— 審査結果は「おおむね適正」 —

1 審査の経過(省略)

2 決算の内容(省略)

3 審査の結果

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められる。しかしながら、事業の執行については、不十分な点が認められるので、今後の事業運営上、検討又は改善すべき事項として次の意見を付すこととし、各事業会計決算は、いずれも全会一致で認定すべきものと決した。

(1)電気事業会計決算について

当年度の純利益は、2億7,182万余円になっており、前年度に比べて2,357万余円増加し、引き続き健全な経営が維持されている。

しかしながら、今後も施設の老朽化に伴う改良・修繕工事に要する経費等の増加が見込まれることから、発電所等の集中制御システム導入の効果を活かし、省力化と経営の効率化に向け、今まで以上に取り組んでいく必要がある。

今後、発電事業の規制緩和など、本事業を取り巻く環境はますます厳しさを増すことが予測されることから、長期的な視点に立ち、健全経営の維持に努めるとともに、ダム周辺の環境整備等についても十分配慮し、住民の福祉の増進に資するよう一層の努力が必要である。

また、本県の恵まれた自然条件を生かした新エネルギーの研究・開発を行うなど、資源循環型社会の構築に向け、関係機関との連携強化を望む。

(2)工業用水道事業会計決算について

当年度の純利益は、給水利用率が低迷している上に、前年度の異常渇水を契機に一部の大口契約者が循環使用設備を導入したことなどにより、前年度に比べ6.7パーセント減の2,316万余円となっている。

景気回復の遅れから、需要の伸びが期待できないなど、本事業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況にある。

ついては、効率的な事業執行及び施設の適正な保守管理を図り、健全経営の維持に努め、関係機関との連携を密にして、需要拡大に向けた取り組みを一層強化するとともに、各種計画との調整を図りながら中長期的な視点に立った新たな水需要の開拓に向けて、より一層の努力を望む。

さらに、経営分析の各指標が全国水準を下回る状況にあることから、売水単価の改定など経営状況の安定化に向け、抜本

決算特別委員会は、付託された3つの公営企業会計の決算審査を11月に行い、報告書をとりまとめました。

12月定例会の本会議(12月21日)において、西森潮三委員長は、「おおむね適正と認められるので、いずれも全会一致で認定すべきものと決した」と委員会での審査結果を報告。

採決が行われ、3つの公営企業会計の決算は全会一致で認定されました。

的な取り組みを検討する必要がある。

なお、香南工業用水道事業については、関係部局と一体となった取り組みを行い、地域の水の需給を踏まえた適切な対応に努める必要がある。

また、工業用水道有料駐車場については、利用促進に向け積極的な広報活動等を望む。

(3)病院事業会計決算について

県立病院では、平成6年度から実施された「高知県立病院事業経営改善実施計画」に引き続き、平成11年度には新たに「高知県立病院経営健全化計画」を5ヵ年計画として策定し、医業収支の改善に向け取り組むことになった。

当該計画の初年度である11年度の各病院の医業収益は、全病院合計で目標値の101.8パーセントの171億1,199万余円、医業収益に対する人件費比率は目標値である75.0パーセントに対し72.2パーセントとなっており、当期純損失も計画額の24億2,486万余円に対し、20億6,727万余円と縮減することができた。

これは、平成11年度に開院した幡多けんみん病院が入院及び外来収益について、計画を超える実績を上げているほか、各病院が行った費用の軽減努力等によるものであるが、病院会計全体の累積欠損額は11年度末で197億7,743万余円となっており、依然として厳しい状況にある。

今後においても、経営健全化に向けての早期勧奨退職の実施や人事交流の停止、さらには平成16年度に予定されている県・市統合新病院の開設に伴う県立中央病院のサイズダウン等、課題が山積しており、この計画を実効あるものとするには、各病院長を中心に職員一人ひとりが企業感覚を持って、収益性の向上及び経費の削減に努めることが肝要である。

具体的には、医業収益のアップに向け、病床の回転率の向上、未収金の発生防止及び徴収強化、診療報酬の請求漏れ・査定減額防止等に引き続き取り組むとともに、医業費用の縮減に向けては、医薬分業の効率的な推進や人件費比率の低減などの推進が必要である。

また、医療サービスを低下させないためにも、医療スタッフの技術の向上を図るとともに優秀な医師の確保に努めるほか、自治体病院の役割として、へき地医療及び高度医療を担い、各医療圏域内における中核的役割を果たすことでも県民から強く望まれており、これを踏まえた国及び他会計からの財政支援措置の強化についても、引き続き国及び関係機関に強く要望するように求めます。

総務委員会

12月18日・20日(12月定例会中)

付託された10件の議案を審査し、全て原案どおり可決。意見書案1件、請願2件を審査。

文化厚生委員会

12月18日・20日(12月定例会中)

付託された3件の議案を審査し、全て原案どおり可決。意見書案2件を審査。

常任委員会の動き

(11月～1月)

産業経済委員会

11月20日～23日

韓国において所管事項の調査を行う。



主な調査事項

- 韓国における施設園芸の現状。(韓国河東郡農協)
- (生産農家、市場、試験場等研究施設、農協の状況)

12月18日～20日(12月定例会中)

付託された3件の議案を審査し、全て原案どおり可決。

企画建設委員会

12月18日～20日(12月定例会中)

付託された19件の議案を審査し、全て原案どおり可決(但し、一般会計補正予算については意見を付して可決)。意見書案1件を審査。

2月定例会の開催日程(予定)



| | |
|----------|-----------|
| 2月26日(月) | 開会 |
| 3月5日(月) | 質疑並びに一般質問 |
| 6日(火) | " |
| 7日(水) | " |
| 8日(木) | " |
| 9日(金) | " |
| 12日(月) | 予算委員会 |
| 13日(火) | " |
| 14日(水) | 常任委員会 |
| 15日(木) | " |
| 16日(金) | " |
| 19日(月) | " |
| 21日(水) | " |
| 22日(木) | " |
| 23日(金) | 閉会 |

*予定ですので、変更になる場合があります。
傍聴の際には、議会事務局議事課(☎ 088-823-9534)で必ず日程を御確認ください。

おしゃれ

5せ

請願・陳情

あなたの声を県政に!

請願(陳情)書

年月日

高知県議会議長
○○○○○様

請願(陳情)者 住氏氏 所名名 印印

○○○○○○○○○○について

請願(陳情)の趣旨及び理由

請願(陳情)の項目



県議会だよりテープ版
をご利用ください

県議会ホームページで会議録の検索ができます!

高知県議会は平成11年10月1日にホームページを開設し、県議会に関する様々な情報をお知らせしていますが、昨年12月11日から、ホームページに、ご要望の多かった本会議や委員会の会議録を検索、閲覧できる「会議録検索システム」を追加しました。

ご利用いただける会議録は、下記のとおりとなっています。

今後も順に新しい会議録を追加していくので、どうぞご利用ください。

- 本会議…平成7年2月定例会(第232回)～平成12年6月定例会(第256回)
- 常任委員会…平成10年7月～平成12年7月開催分
- 特別委員会…平成10年11月～平成12年7月開催分
- 予算委員会…平成8年2月～平成12年2月開催分

県議会ホームページ <http://www.pref.kochi.jp/gikai/> (「記録の部屋」からどうぞ。)

紙面へのご意見をお寄せください



おたより 〒780-8570

高知市丸ノ内1-2-20

高知県議会事務局政務調査課

FAX 088-872-8411

電子メール k50101@ken.pref.kochi.jp

議会だより第7号 記事の訂正について

議会だより第7号6ページの文化厚生委員会の写真説明文中、「海洋深層水利用施設」とあるのは、「海水利用施設」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

請願・陳情は、県民のみなさんの要望や意見を県政に反映させるための大切な制度です。

議員の紹介によって提出されたものを請願・紹介がないものを陳情と区別しています。

請願(陳情)を行う場合は、右の様式に基づいて請願(陳情)書を作成し、県議会議長あてに1部提出してください。

受理した請願書は、所管の委員会及び本会議で審議され、採択されれば知事等に請願を送付し、措置状況の結果を求めます。

また、陳情は、受理した場合、主旨をまとめたものを本会議場で全議員に配付します。

なお、請願の場合は、審査の結果を提出者へお伝えしています。

*この広報紙は再生紙(古紙配合率50%以上・白色度70%以上)を使用しています。